

犯罪の被害を受けた方を支援する条例を制定しました

条例に関する問い合わせ 総務課防災安全室(019-611-2708)



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギュっとちゃん」

相談および情報の提供など

必要に応じて相談対応・情報提供・助言、
関係機関などと連絡調整を実施します。

経済的負担の軽減

犯罪被害者等に対し、見舞金の支給や必要な支援の実施します。

心身に受けた影響からの回復支援

心身の回復、軽減により平穏な暮らしを取り戻せるように配慮・擁護します。

日常生活の支援

心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要と認める支援を行います。

学校などにおける支援

犯罪被害者等が児童、生徒等であった場合に学校等と協力します。

町民等および事業者の理解の増進

町民や町内事業者に犯罪被害者等支援への理解を増進するため、必要な施策を講じます。

安全の確保

さらなる犯罪等による被害(再被害)や二次被害を防止し、心身の安全を確保するため、非常時の通報要領などの再被害を防止するための防犯指導をします。

※犯罪被害者等基本法 平成17年4月1日に施行

犯罪被害者等の権利利益の保護を図る法律です。誰もが突然、犯罪などに巻き込まれるおそれがあります。巻き込まれた被害者・その家族・遺族(犯罪被害者等)は直接的な被害に加え、周囲の理解が得られないことなどによる

個人情報の適切な管理

犯罪被害者等およびその関係者の個人情報を適切に取り扱います。

お気軽にご相談ください

被害者の方やそのご家族、遺族の方々は、犯罪で受けた被害のことに加え、関連するさまざまな不安や悩みについてご相談ください。

▼役場福祉課生活相談係

019-611-2575

higaishashien@town.yahaba.iwate.jp

原油価格、物価高騰等特別対策給付金を給付します

福祉課(019-611-2573 yahabakyuhukinn@town.yahaba.iwate.jp)

住民税非課税世帯などを対象に、原油価格や物価高騰などで灯油・電気・ガス・防寒用品・雑貨類などの購入による経済的負担を抑えるため給付金を給付します。1月中旬に対象と見込まれる方へ案内を送付しました。対象となるか確認したい方はご連絡ください。詳細は案内をご覧ください。

▼対象 令和7年12月1日時点で矢巾町に住民登録があり①または②に該当する世帯。

▼給付額 1世帯7,000円

次の場合はご連絡ください

以下の方は町に情報がなく、こちらから案内できないためご連絡ください。

・療育手帳を持っておらず、知的障がいがあると判定された方

・障害基礎年金を受給中の方

・令和7年1月以降に予期せず家計が急変して非課税の方のみで構成される世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▼申請期限 2月27日(金)

1

令和7年度住民税が非課税の方のみで構成される世帯または令和7年1月以降に予期せず家計が急変して非課税の方のみで構成される世帯と同様の事情にあると認められる世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

● 65歳以上の方のみで構成された世帯

●児童扶養手当を受給中または同様の事情と認められる方が属する世帯

●「障がい者等」が属する世帯 (①～⑤のいずれかに当てはまる方)

- ①いずれかの交付を受けている。
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療(指定難病)受給者証)
- ②特別児童扶養手当の対象児童。
- ③障害基礎年金を受給している。
- ④要介護4または5の認定を受けている。

⑤児童相談所または知的障がい者更生相談所で知的障がいと判定された。

令和6年分の収入の確定申告または住民税申告をせず令和7年度住民税が課税されていない方は非課税とはみなされません。申告した後に非課税だった場合に申請できます。

2

生活保護を受給している世帯

詳細はこちら



※この給付金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金」を活用しています。